

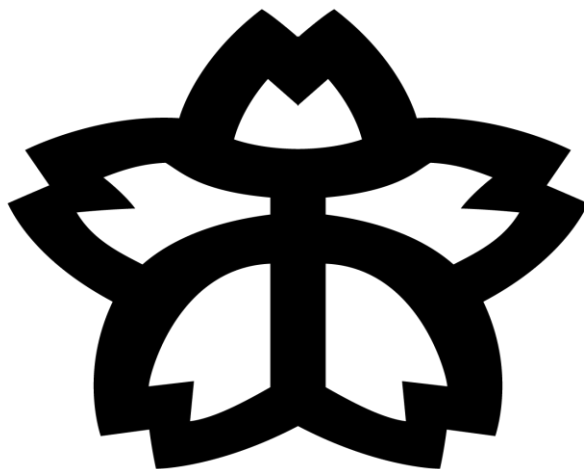
令和6(2024)年度

# P T A 会員のしおり

規約

内規

慶弔規定



保存版

※この冊子は、卒業まで大切に保管してください

## 吹田市立千里第一小学校 P T A

吹田市片山町4丁目32番10号

吹田市立千里第一小学校

**PTA とは…**

**保護者（Parent）と、  
先生（Teacher）で作る  
会（Association）です。**

# 吹田市立千里第一小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、吹田市立千里第一小学校 PTA と呼ぶ。
- 第 2 条 この会は、吹田市立千里第一小学校区内における教育を本旨として、活動する団体である。
- 第 3 条 この会の会員は、吹田市立千里第一小学校（以下単に学校という）に在籍する児童の両親及び保護者（以下保護者という）と、それ以外の人で学区内に住み入会を希望する人、特別会員及び学校に勤務する学校長及び先生とし、並びに旧会長、副会長を名誉会員とする。
- 第 4 条 この会の事務所を学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

- 第 5 条 この会の目的は、家庭・学校・社会における子供の福祉を増進しようとする総ての努力を総合して、活気あるプログラムを展開し民主教育を推進するものである。

## 第 3 章 総 会

- 第 6 条 総会は、全会員をもって構成される。
- 第 7 条 総会は最高の議決機関である。
- 第 8 条 総会は、定期総会と臨時総会とに分け、年数回行う。
- Ⅰ・定期総会は次の事を行う。
    - イ・規約の改正、廃止。
    - ロ・年度予算に関する審議並びに承認。
    - ハ・会計監査を経た決算報告の承認。
  - Ⅱ・役員及び会計監査の決定。

2・臨時総会は随時開き、次のことを行う。

イ・緊急事項に関する審議並びに承認。

ロ・追加予算の決定。

ハ・任期中の役員変更の場合の承認。

第 9 条 総会の定数は会員数の 10 分の 1 とする。決議は過半数の賛成を得なければならない。

第 10 条 実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の 5 分の 1 以上の要求のあった場合には会長は臨時総会を招集する。

## 第 4 章 実行委員会

第 11 条 実行委員会は学期 1 回以上開かれる。

第 12 条 実行委員会は本会の役員及び各種委員会の各委員長又は代理人、特別委員会代表又は代理人、職員代表によって構成する。

第 13 条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1・総会決議事項の運営

2・総会に提出する議案の作成並びに検討

3・各学年行事計画の審議

4・各種委員会で立案された事業計画の審議検討

5・その他必要事項の処理

6・任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとするが、次期実行委員会が成立するまでは旧委員会により任務を遂行する。

第 14 条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければならない。

## 第 5 章 委員会

第 15 条 委員会は各種委員会、特別委員会がある。

第 16 条 各種委員会には次の委員を置く。

学級委員会、文化厚生委員会、広報委員会、生活委員会、家庭教育学級委員会、指名委員会であり、この他必要ある時は実行委員会の承認を得て委

員会を設置及び廃止することができる。すべての委員会及び特別委員会に、教職員 1 名以上が委員として参加する。

第 17 条 委員の選出及び選出方法は附則により決定する。

第 18 条 特別委員会は、実行委員会の決議により、必要に応じてこれを設ける。

第 19 条 各種委員会の内容目的は次の通りとする。

1. 学級委員会は、会員の意を集め学級、学年活動の企画をたて運営推進をはかる。
2. 文化厚生委員会は、成人文化・福利厚生・保健体育に関する企画をたて運営推進をはかる。
3. 広報委員会は、広報に関する企画をたて運営推進をはかる。
4. 生活委員会は、地区児童の生活指導に関する企画をたて運営推進をはかる。
5. 家庭教育学級委員会は、家庭教育に関する企画をたて運営推進をはかる。
6. 指名委員会は、次年度の役員及び委員・委員長を選出を行う。
7. 各種委員会は、別に委員会の規約を定め、その構成運営を決定する。

## 第 6 章 役員

第 20 条 この会の役員は次の通りとする。

- 1・会長 1 名、父母又は保護者
- 2・副会長 2 名又は 3 名、父母又は保護者
- 3・書記 1 名、先生、父母又は保護者
- 4・会計 2 名、先生、父母又は保護者
- 5・監査 2 名、父母又は保護者

第 21 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1・会長は会を代表する。
- 2・副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
- 3・書記は実行委員会の記録をとり、各種会合の通知をする。

4・会計はすべての支出、収入の記録と領収書を保管し会計簿はいつでも会員の閲覧にそなえる一方、総会でその報告を行い承認を受ける。

5・監査は会計経理運営について監査をする。

第 22 条 役員の選出及び選出方法は、内規の役員選出規定による。

第 23 条 役員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、やむを得ない場合は留任を妨げない。尚、4 月 1 日まで新役員決定せざる時は、次期役員の決定まで任務を遂行する。

## 第 7 章 会 計

第 24 条 本会の経費、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合には総会の決議を要す。

第 25 条 会費の年額は年度はじめの総会に於いて決定した額とし、月毎納めることとする。令和 6 年度より、家庭数一口あたり月額 250 円とし、変更のない限り以後も同様とする。

第 26 条 本会の資金は他に貸したり他団体に融通したり、本会の目的達成以外に使用しない。

第 27 条 本会の会計年度は 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日におわる。

第 28 条 会計細部は別に規約を設ける。

## 第 8 章 附 記

第 29 条 この規約は総会の承認決定の日より実施する。

第 30 条 この規約の改正は、総会に於いて過半数以上の賛成がなければできない。

第 31 条 本規約に規定せざる事項は、実行委員会の決議によってこれを行うことができる。

平成 元年	4月28日	改訂
平成11年	3月 6日	改訂
平成13年	3月 3日	改訂
平成14年	5月18日	改訂
平成18年	3月 4日	改訂
平成20年	3月 1日	改訂
平成24年	3月 3日	改訂
平成25年	2月14日	一部改正
令和5年	6月1日	一部改正
令和6年	2月28日	一部改正

# PTA 役員及び委員選出内規

## I. 役員

### 1、役員数

PTA 規約第 6 章第 20 条に基づき、8 名～9 名の役員を選出する。

### 2、選挙

イ、指名委員会は各種委員会や P T A 会員に新年度の役員候補者の推薦を要請する。

ロ、同要請に基づき各種委員会や P T A 会員は候補者として男女各数名を指名委員会に推薦する。

注 1) 各種委員会や P T A 会員は独自に候補者を推薦する。従って候補者が重複して推薦される事も有り得る。

注 2) 推薦された候補者については、本人及び部外者に一切口外しないこと。

ハ、指名委員会は、上記手続きで推薦された候補者及び指名委員より推薦された候補者の中から新年度役員候補者を指名し、総会に於いて承認を得る。

## II. 委員

### 1、委員会

PTA 規約第 5 章第 16 条に基づく五委員会を置く。

### 2、各委員会構成

各学年より学級数に 4 を乗じた人数を選出し、下記委員会に配属する。

(学級委員会)(文化厚生委員会)(広報委員会)(生活委員会)

(家庭教育学級委員会)(指名委員会)

正委員長は各委員会 1 名とし、正副委員長共に互選の上選出する。



### 3、各種委員会選出方法

#### 選出時期

新 1	4 月中
新 2、3、4、5、6 各学年	1・2 月中

#### 選出方法

新 1、2、3、4、5、6 各学年

旧学年委員が、その学年の次期委員を選出する方法については特に規定しない。

### Ⅲ. その他

#### C、 兼任

役員の兼任は認めない。

#### 2、補欠選挙

##### A、役員

附則 PTA 役員及び委員選出内規 1-2 に基づき選出する。

Ⅲ-1 の内規にかかわらず新役員決定後は、実行委員会の承認を得て他の役員が職務を代行する事もある。又止むを得ない事情で新役員を決定できない場合も同様とする。

##### B、委員

委員は欠員の生じた学級から、それぞれ補欠選挙を行う。

新委員は実行委員会の承認を必要とする。止むを得ない事情で新委員の選出ができない場合は実行委員会の承認を得て、欠員とする事ができる。

補欠選挙により選ばれた役員及び委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 3、委員歴

##### A、役員

役員の子どもすべてに対して委員歴をつけ、2 巡目の選出時にも選出の対象にならない。

但し、会計監査は除く。

B、会計監査

会計監査をした子どもに対して委員歴をつける。

C、委員

委員をした子どもに対して委員歴をつける。

本内規の改正は実行委員会の承認により行う事ができる。

平成30年 1月 19日一部改正

令和6年 6月 1日一部改正

## 会員の資格に関する内規

1. 千里第一小学校に在籍する児童の保護者であること。
2. 千里第一小学校区内に住み、本会に入会を希望する人は、役員会及び実行委員会の承認を得るものとする。
3. 特別委員会とは、特別委員会設置により会員となり特別委員会の解散によって、その資格を失う。

本内規の改正は実行委員会の承認により行う事ができる。

平成25年 3月 2日一部改正

## 慶弔規定

会員または児童が次の事項に該当した時、下記の通り定める。

### 第一条 弔辞

会員の弔事について 次の通り定める。

しきみ一対又はそれに相当する香料。

対象 会員

児童

校医

元会長

通 夜列席者 役員 クラス委員（会員、児童の場合）  
告別式列席者 役員 クラス委員（会員、児童の場合）

第二条 見舞い

\*委員会活動における2週間以上治療を要する会員のけがについて  
次の通り定める。（一律 5000円）

第三条 災害

家屋の消失 その他不慮の災害の場合 10000円

本規定の改正は実行委員会の承認により行う事ができる。

本内規は昭和61年4月 1日より実施

昭和63年4月30日一部改正

平成14年3月31日一部改正

平成18年3月 4日一部改正

平成20年3月 1日一部改正

本規定は平成25年3月2日に内規より規定に変更

平成25年3月 2日一部改正

平成27年2月28日一部改正



吹田市立千里第一小学校 PTA